報 Ø

辿

汨 鮋

金曜日

令和6年6月21日

令和6年6月21日 第 506 号

目 次

示 (第372号 - 第389号) 告

| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
|--------------------------|-----------|---|
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 2 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○「さいふごま」等の販売代金の収納の事務の委託 | (文化振興課) | 3 |
| ○生活保護法に基づく介護機関の指定 | (保護・援護課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地 | の変更 | |
| | (保護・援護課) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 | (保護・援護課) | 4 |
| ○鳥獣捕獲等事業の変更 | (経営技術支援課) | 4 |
| ○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許 | 可の申請の概要 | |
| | (環境保全課) | 5 |
| ○土地区画整理組合の定款の変更の認可 | (都市計画課) | 6 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定 | (保護・援護課) | 6 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 | (保護・援護課) | 7 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 | (保護・援護課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地 | の変更 | |
| | (保護・援護課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく施術者の指定 | (保護・援護課) | 8 |
| ○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 | (保護・援護課) | 9 |

○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更

| | (保護・援護課) | 9 |
|---------------------|----------------|----|
| 公 告 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 9 |
| ○土地改良区の役員の退任 | (農村森林整備課) | 10 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 10 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 11 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 11 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 11 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任 | (農村森林整備課) | 12 |
| ○土地改良区の役員の就任 | (農村森林整備課) | 13 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | (農村森林整備課) | 13 |
| ○競争入札参加者の資格等 | (総務事務厚生課) | 13 |
| ○一般競争入札の実施 | (情報政策課) | 15 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規 | 定に基づく変更の届出 | |
| | (中小企業振興課) | 18 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規 | 定に基づく変更の届出 | |
| | (中小企業振興課) | 19 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規 | 定に基づく変更の届出 | |
| | (中小企業振興課) | 19 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規 | 定に基づく変更の届出 | |
| | (中小企業振興課) | 20 |
| ○令和6年度林業種苗生産事業者講習会 | (林業振興課) | 20 |
| ○県営土地改良事業計画の決定 | (農村森林整備課) | 21 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) | 21 |
| 監査委員 | | |
| ○監査結果の報告に係る措置の公表 | (監査委員事務局監査第二課) | 21 |
| ○監査結果の報告に係る措置の公表 | (監査委員事務局総務課) | 23 |
| 雑報 | | |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 政 課) | 26 |

毎週火金曜日 -8577 福岡市博多区東公園7番 1 -0011 福岡市中央区高砂-丁目6番 1

(電話 092-643-3028) (電話 092-531-1766)

総務部行政経営企画課 社 西 日 本 高 速 印 刷

福岡県 株式会体

4 6 9 8

定期発行日 毎週火 [発行]〒812-8577 [作成]〒810-0011

| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)26 |
|----------------|----|---|------|
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)26 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)27 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)27 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)28 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)28 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)28 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)29 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)29 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)30 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)30 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)30 |
| ○西日本宝くじ事務協議会公告 | (財 | 政 | 課)31 |

告示

福岡県告示第372号

○西日本宝くじ事務協議会公告

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 朝倉市杷木赤谷字ムカイノ326の1
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ムカイノ326の1 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第373号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 朝倉市杷木星丸字小谷1463、1464の1、1465
- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字小谷1463・1464の1・1465(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

汨

産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 朝倉市杷木松末字真竹930の9、933の1、字彦手947から949まで、950の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字真竹930の9・933の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字 彦手947から949まで・950の1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水 産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第375号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所 朝倉市杷木赤谷字ムカイノ406の1、字尾越410
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び 朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第376号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「新羅王子がみた大宰府」、「全国高等学校考古名品展」、「筑紫の神と仏」、「范道生」、「種子島」、「さいふごま」及び「こま台」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 株式会社オークコーポレーション
- 2 所在地 東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

福岡県告示第377号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 4 名称 | 所在地 | 指定年月日 | サービス項目 |
|-------|-----------|---------------|-------------|--------|
| 行居190 | かたおかクリニック | 行橋市大字今井2284-1 | R 6 · 4 · 1 | 居管・予居管 |
| 田居294 | サンララ薬局 | 田川市川宮760-10 | R6·5·1 | 居管・予居管 |

福岡県告示第378号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|------|-----------------------|--------------------------------|-------------------|-------------|
| 像居89 | 医療法人コールメデ ィカルクリニック | 医療法人やまとコー ルメディカルクリニ ック福岡 | 宗像市公園通り一丁 目9-3 | R 6 · 4 · 1 |

| 春介薬26 | セガミ調剤薬局一の 谷店 | ココカラファイン薬 局 一の谷店 | 春日市一の谷一丁目 170 | R6 · 6 · 1 |
|-------|------------------|---------------------|------------------|-------------|
| 像支30 | 宗寿園ケアプランサ ービス | 北筑前福祉会ケアプ ランサービス | 宗像市田熊一丁目3 | R 6 · 6 · 1 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|------|---------------------|------------------------|----------------------|-------------|
| 京支5 | つくし介護保険サー ビスおばせ | 京都郡苅田町大字尾 倉3843 - 7 | 京都郡苅田町大字新 津1597番地 | H27 · 8 · 1 |
| 宗支30 | 北筑前福祉会ケアプ ランサービス | 宗像市稲元五丁目2 -2 | 宗像市田熊一丁目3 -3 | R6 · 6 · 1 |
| 粕居10 | デイサービスセンタ ー同行園 | 糟屋郡宇美町障子岳 南二丁目14-25 | 糟屋郡宇美町貴船一 丁目2番3号 | R6 · 4 · 1 |

福岡県告示第379号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------|-------------|-----------------------|--------------|
| 朝倉居58 | グループホームすずらん | 朝倉市杷木穂坂89-1 | R 6 · 5 · 31 |
| 田川居57 | ケアハウス貴寿苑 | 田川郡糸田町字松ヶ迫4003 – 3 | R 6 · 5 · 31 |

福岡県告示第380号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定に基づき、令和6年3月14日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をし

K

たので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 事業者の名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|--------------|---------------------------------|--------|
| 一般社団法人福岡県猟友会 | 福岡市博多区博多駅東2-8-22 第1よしみビル206号 | 不老 安正 |

福岡県告示第381号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定に基づく 特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のよ うに告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 評価に関する事項を記載した書面は、令和6年6月21日から令和6年7月12日までの間 、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 宮若市上有木1番地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理

2 事業場の所在地及び名称

所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

| 種類 | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188 号)別表第1の65に掲げる施設(酸又はアルカリによる表面処理施設) |
|----|---|
| 能力 | 60分/個 |

| 工事着手予定年月日 | | 許可後 | | |
|----------------|------------------------|------|----------|--|
| 工事完成予定年月日 | | 許可後 | | |
| 使用開始予定 | 定 年月日 | 許可 | 丁後 | |
| 使用時間の間 | 間隔及び1日当たりの使用時間 | 16時間 | | |
| 使用時間の零 | 季節的変動の概要 | な | L | |
| 特定施設の使用時にお | 項目 | 通常 | 最 大 | |
| いて当該特定施設から | 水素イオン濃度 | - | 8~12 | |
| 排出される汚水等の汚 | 生物化学的酸素要求量(mg/L) | - | 5,000以下 | |
| 染状態の通 常の値及び | 化学的酸素要求量(mg/L) | _ | 6,000以下 | |
| 最大の値 | 浮遊物質量(mg/L) | _ | 500以下 | |
| | 窒素含有量(mg/L) | _ | 1,290以下 | |
| | りん含有量(mg/L) | _ | 50以下 | |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L) | - | 12,000以下 | |
| | 大腸菌群数(個/cm³) | _ | 2,000以下 | |
| | 汚水量(m ³ /日) | _ | 0.038 | |

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

| 種類 | 総合排水処理場 |
|-----------|-----------------|
| 型式 | 生物処理を主とした複合処理方式 |
| 構造 | コンクリート構造及び鋼鈑構造 |
| 主要寸法 | 35m×20m、25m×10m |
| 能力 | 900m³∕∃ |
| 処理方式 | 生物処理を主とした複合処理方式 |
| 工事着手予定年月日 | 既設 |
| 工事完成予定年月日 | 既設 |

| 使用開始予算 | 使用開始予定年月日 | | 既設 | | |
|-------------|-----------------------|------|------|------|-----|
| 使用時間の間 | 間隔及び1日当たりの使用時間 | | 連続 | 24時間 | |
| 使用時間の名 | 季節的変動の概要 | | な | L | |
| 汚水等の処理施設の使 | | 処理 | 里前 | 処理 | 里 後 |
| 用時における当該汚水 | 項 目 目 | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| 等の処理施設による処 | 水素イオン濃度 | 6~10 | 6~10 | 6~8 | 6~8 |
| 理前及び処理後の汚水 | 生物化学的酸素要求量(mg/L) | 26 | 70 | 8 | 10 |
| 等の汚染状態の通常の | 化学的酸素要求量(mg/L) | 25 | 85 | 12 | 15 |
| 値及び最大 の値 | 浮遊物質量(mg/L) | 53 | 65 | 16 | 20 |
| | 窒素含有量(mg/L) | 14 | 25 | 12 | 15 |
| | りん含有量 (mg/L) | 5 | 7 | 0.8 | 1 |
| | ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L) | 11 | 25 | 2 | 2 |
| | 大腸菌群数(個/cm³) | _ | _ | 10 | 100 |
| | 汚水量(m³/日) | 720 | 900 | 720 | 900 |

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

| 事業場が | ら排出される排出水の排水口 | 排水口 | |
|----------------|------------------|-----|-----|
| 当該排水口における汚 | 項目 | 通常 | 最大 |
| 染状態の通 常の値及び | 水素イオン濃度 | 6~8 | 6~8 |
| 最大の値 | 生物化学的酸素要求量(mg/L) | 8 | 10 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/L) | 12 | 15 |
| | 浮遊物質量(mg/L) | 16 | 20 |
| | 窒素含有量(mg/L) | 12 | 15 |
| | りん含有量(mg/L) | 0.8 | 1 |

| ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/L) | 2 | 2 |
|-----------------------|-----|-----|
| 大腸菌群数(個/cm³) | 10 | 100 |
| 排出水量(m³/日) | 720 | 900 |

福岡県告示第382号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

粕屋町大隈西土地区画整理組合

2 事務所の所在地

糟屋郡粕屋町大字大隈西1229番

- 3 設立認可の年月日 令和5年8月15日
- 4 変更の内容

事務所の所在地を次のように変更する。

糟屋郡粕屋町大字大隈西1110番1

5 変更認可の年月日

令和6年6月12日

福岡県告示第383号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|-------------------------------------|--------------------------|-------------|
| 像生166 | たまえ耳鼻咽喉科 | 宗像市平井一丁目 1-37 | R 6 · 6 · 1 |
| 像生167 | やまね眼科医院 | 宗像市自由ヶ丘三丁目16-14 | R6 · 2 · 1 |
| 大野生156 | つじファミリークリニック | 大野城市東大利三丁目11-28 | R6 · 5 · 1 |
| 大野生157 | にしやま耳鼻咽喉科 | 大野城市錦町二丁目3-12 | R6 · 6 · 1 |
| 春生194 | 春日福岡南区・胃と大腸の消 化器内視鏡クリニック博多南 院 | 春日市下白水北七丁目13-1 | R6 · 5 · 1 |
| 大生467 | 佐藤眼科 大牟田 | 大牟田市上屋敷町一丁目1- 2 | R6 · 4 · 1 |
| 筑紫生170 | ゆあさ口腔外科クリニック | 筑紫野市二日市中央四丁目 5 -2 | R6 · 6 · 1 |
| 粕生薬198 | あおい薬局 | 糟屋郡宇美町宇美四丁目1- 3 | R6 · 5 · 1 |
| 粕生薬199 | ハーモニー薬局仲原店 | 糟屋郡志免町別府北一丁目16 -13 | R6 · 5 · 1 |
| 粕生薬200 | ハーモニー薬局空港東店 | 糟屋郡志免町別府北一丁目14 -39 | R6 · 5 · 1 |
| 粕生薬201 | ハーモニー薬局久山店 | 糟屋郡久山町大字久原字清水 2594-1 | R6 · 5 · 1 |
| 春生薬84 | ひまわり薬局 | 春日市紅葉ヶ丘東一丁目66 1F | R6 · 5 · 1 |
| 春生薬85 | サカモト調剤薬局 | 春日市大土居三丁目193 | R6 · 5 · 1 |
| 筑紫生薬102 | ポプラ薬局 | 筑紫野市針摺西一丁目4-10 | R6 · 5 · 1 |
| 田生薬99 | 夢人さんの調剤薬局 | 田川市上本町11-31 | R6 · 5 · 1 |
| 田生薬98 | サンララ薬局 | 田川市大字川宮760-10 | R6 · 5 · 1 |
| 大野生訪20 | 訪問看護ステーション ラシ クアーレ乙金 | 大野城市乙金三丁目23-1 | R6 · 5 · 1 |
| 糸島地生訪12 | とらいふ訪問看護ステーショ ン | 糸島市志摩稲留356-1 | R6 · 6 · 1 |
| 中生訪11 | らんぷ訪問看護ステーション | 中間市中尾二丁目19−21 ヴァルト中尾Ⅱ102 | R6 · 5 · 1 |

| 京生訪18 | 訪問看護ステーション | 山桃 | 築上郡築上町大字東八田817- 3 | R6 · 1 · 1 | |
|-------|------------|----|----------------------|------------|--|
|-------|------------|----|----------------------|------------|--|

福岡県告示第384号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものとされ た場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保 護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の 規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------|---------------|--------------------------------|-------------|
| 粕生230 | たけうち皮膚科 | 糟屋郡宇美町宇美四丁目1- 3 Mビル3F | R6 · 4 · 30 |
| 大野生153 | つじファミリークリニック | 大野城市東大利三丁目11-28 | R6 · 4 · 30 |
| 春生189 | いのうえ内科 | 春日市下白水北七丁目13-1 | R6 · 4 · 30 |
| 春生歯109 | 春日原駅前歯科医院 | 春日市春日原北町三丁目58- 1 | R6 · 4 · 30 |
| 中生歯22 | 板井歯科医院 | 中間市中央二丁目10-20 | R6 · 3 · 31 |
| 粕生薬117 | ハーモニー薬局 空港東店 | 糟屋郡志免町別府北一丁目14 -39 | R6 · 4 · 30 |
| 粕生薬123 | ハーモニー薬局 久山店 | 糟屋郡久山町大字久原2594- 1 | R6 · 4 · 30 |
| 粕生薬177 | あおい薬局 | 糟屋郡宇美町宇美四丁目1- 3 丸和メディカルビル2階 | R6 · 4 · 30 |
| 粕生薬185 | ハーモニー薬局 仲原店 | 糟屋郡志免町別府北一丁目16 -13 | R6 · 4 · 30 |
| 像生薬52 | 日の里調剤薬局 | 宗像市日の里八丁目3-25 | R6 · 4 · 30 |
| 春生薬17 | 有限会社 サカモト調剤薬局 | 春日市大土居三丁目193 | R6 · 4 · 30 |
| 春生薬42 | ひまわり薬局 | 春日市紅葉ヶ丘東一丁目66 1F | R6 · 4 · 30 |

| 筑紫生薬40 | ポプラ薬局 | 筑紫野市針摺西一丁目4-10 | R6 · 4 · 30 |
|--------|--------------|----------------------|--------------|
| 大生薬177 | きりん薬局 大黒町店 | 大牟田市大黒町一丁目31 | R6 · 4 · 1 |
| 田生薬55 | 夢人さんの調剤薬局 | 田川市上本町11-31 | R6 · 4 · 30 |
| 田生薬68 | サンララ薬局 | 田川市大字川宮760-10 | R6 · 4 · 30 |
| 京生訪9 | 訪問看護ステーション山桃 | 築上郡築上町大字東八田814- 1 | R5 · 12 · 31 |

福岡県告示第385号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定の辞退 年月日 |
|-------|------------|--------------|--------------|
| 嘉麻生18 | 医療法人松井医院 | 嘉麻市上山田431-10 | R 6 · 4 · 30 |
| 701 | 有限会社シンテン薬局 | 飯塚市本町8-9 | R 6 · 3 · 31 |

福岡県告示第386号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

| 指定番号 | 旧名称 | 新名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|------|----------------|-------------------|---------------------|--------------|
| 筑生48 | 医療法人木附外科医 院 | さつきこども発達ク リニック | 筑後市大字山ノ井 797 - 1 | R 4 · 1 · 22 |

2 所在地の変更

| 指定番号 | 名称 | 旧所在地 | 新所在地 | 変更年月日 |
|------------|--------------------|-----------------------------------|------------------|--------------|
| 柳生69 | 医療法人石橋医院 | 柳川市新町54 | 柳川市新町55-9 | R 6 · 5 · 10 |
| 大生薬 205 | マリン調剤薬局上町 店 | 大牟田市上町一丁目 4-4 | 大牟田市上町一丁目 3-9 | R6 · 5 · 1 |
| 飯生訪28 | 訪問看護ステーショ ンしんしん | 飯塚市立岩1417 - 1 クリスタルハイツ 205号 | 飯塚市有井148-2 | R 6 · 4 · 1 |

福岡県告示第387号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 指定年月日 |
|--------|-----------------------------|----------------------------|--------------|
| 大川生マ5 | 柿永真奈美(うさぎ鍼灸院エ バーグリーン大川店) | 大川市大字向島1694 - 2 | R 6 · 5 · 10 |
| 飯生柔132 | 林田 昂士(鍼灸整骨院 長 生庵 飯塚院) | 飯塚市西町 2 - 87 センタービル 1 階 | R6 · 5 · 7 |
| 田生柔86 | 田中 紫音(鍼灸整骨院 長 生庵 田川院) | 田川市大字伊田2741 - 11 KMビル1階 | R6 · 5 · 7 |
| 大川生柔38 | 岳﨑 直也(うさぎ整骨院) | 大川市大字向島1694 - 2 | R 6 · 5 · 10 |

| 粕生柔227 | 仲本 圭毅(堺整骨院 志免) | 糟屋郡志免町南里四丁目 1 - 16-203 | R 6 · 5 · 1 |
|--------|-----------------------------|------------------------|--------------|
| 大川生はき9 | 柿永真奈美(うさぎ鍼灸院エ バーグリーン大川店) | 大川市大字向島1694 - 2 | R 6 · 5 · 10 |
| 像生はき27 | 吉田 啓心(堺整骨院 宗像本院) | 宗像市栄町13-4 | R 6 · 5 · 1 |

福岡県告示第388号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施 術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてそ の例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 廃止年月日 |
|---------|----------|----------------------|------------------------|--------------|
| 飯生柔112 | 田中 生庵 | 紫音(鍼灸整骨院 長 飯塚院) | 飯塚市西町2-87 センター ビル1階 | R6 · 5 · 7 |
| 粕生柔151 | 山田 | 勇介 (仲原彩整骨院) | 糟屋郡粕屋町大字仲原2566- 5 | R 6 · 5 · 18 |
| 筑紫生はき28 | 中嶋 療院 | 由衣 (堺はりきゅう治 筑紫野院) | 筑紫野市光が丘四丁目1-1 | R6·5·1 |

福岡県告示第389号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施 術者から氏名(名称)の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示す る。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 指定番号 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------|---|--|-------------|
| 宰生マ2 | 東野 愛 太宰府市水城六丁目34-3 | 東野 愛 (よつば鍼灸マッサージ院) 太宰府市水城六丁目34-3 | R6·5·1 |
| 飯生マ78 | 園田 圭太(からだ元気治療 院飯塚・桂川店) 飯塚市立岩1431 - 1 | 園田 圭太(ゆうしん鍼灸治療院飯塚店) 飯塚市立岩1431-1 | R 6 · 5 · 1 |
| 飯生はき17 | 井上 達雄 (からだ元気治療 院飯塚・桂川店) 飯塚市立岩1431 - 1 | 井上 達雄 (ゆうしん鍼灸治療院飯塚店) 飯塚市立岩1431-1 | R 6 · 5 · 1 |
| 飯生はき22 | 鹿野 文昭(からだ元気治療 院飯塚・桂川店) 飯塚市立岩1431 – 1 | 鹿野 文昭(ゆうしん鍼灸治療院飯塚店) 飯塚市立岩1431-1 | R 6 · 5 · 1 |
| 飯生はき25 | 松原 美沙子 (からだ元気治療院飯塚・桂川店) 飯塚市立岩1431 - 1 | 松原 美沙子 (ゆうしん鍼灸 治療院飯塚店) 飯塚市立岩1431 - 1 | R6·5·1 |
| 飯生はき30 | 園田 圭太(からだ元気治療 院飯塚・桂川店) 飯塚市立岩1431 – 1 | 園田 圭太(ゆうしん鍼灸治 療院飯塚店) 飯塚市立岩1431-1 | R6·5·1 |
| 飯生はき39 | 山内 宥奈(からだ元気治療 院飯塚店) 飯塚市立岩1431 – 1 | 山内 宥奈(ゆうしん鍼灸治 療院飯塚店) 飯塚市立岩1431-1 | R6·5·1 |
| 宰生はき7 | 東野 愛 太宰府市水城六丁目34-3 | 東野 愛 (よつば鍼灸マッサージ院) 太宰府市水城六丁目34-3 | R 6 · 5 · 1 |

公

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

10

4

檘 K

┉ 沮 価

令和6年6月21日

小郡市三沢字権道55番1、55番9、55番12から55番19まで、57番3、57番13及び57 番14

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市中央町32番地4-1F

ワウハウス九州株式会社

代表取締役 濵田 龍太郎

公告

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律 第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

退任理事

| 氏 名 | 住 | 所 |
|-------|-------------------|---|
| 横溝 哲夫 | 久留米市田主丸町益生田1555番地 | |

公告

北野町鳥巣高良土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名 | 住 |
|-------|------------------|
| 権藤 博德 | 久留米市北野町高良2110番地 |
| 楢原 英隆 | 久留米市北野町鳥巣1217番地 |
| 黒岩 純雄 | 久留米市北野町高良1555番地7 |

| 楢原 政信 | 久留米市北野町鳥巣1188番地 |
|-------|------------------|
| 楢原 秀一 | 久留米市北野町鳥巣1185番地 |
| 橋本 義則 | 久留米市北野町千代島983番地2 |
| 黒岩 達也 | 久留米市北野町高良2367番地3 |
| 深町 英俊 | 久留米市北野町今山311番地 |

2 退任監事

| 氏 名 | 住所 |
|--------|------------------|
| 楢原 利秀 | 久留米市北野町鳥巣1158番地1 |
| 相園 浩行 | 久留米市北野町高良2360番地4 |
| 上瀧 ミヤコ | 久留米市北野町中島105番地3 |

3 就任理事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|------------------|
| 楢原 光 | 久留米市北野町鳥巣1249番地 |
| 黒岩 純 | 久留米市北野町高良2378番地 |
| 権藤 定幸 | 久留米市北野町鳥巣1151番地1 |
| 権藤 文久 | 久留米市北野町高良2054番地 |
| 中川 裕二 | 久留米市北野町今山240番地 |
| 澤水 孝一 | 久留米市北野町今山180番地 |

4 就任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------------|
| 楢橋 一彦 | 久留米市北野町鳥巣1156番地 |
| 権藤 博德 | 久留米市北野町高良2110番地 |
| 相園 繁隆 | 久留米市北野町高良2485番地 |

檘 Ø

灬 沮 岬

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-----------------|
| 井上 勝人 | 久留米市北野町今山748番地1 |

2 就任理事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 秋山 廣美 | 久留米市北野町今山429番地1 |

公告

宮ノ陣土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24 年法律第195号)第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|--------------------|
| 八尋 義伸 | 久留米市宮ノ陣町大社278番地 |
| 緒方義信 | 久留米市宮ノ陣町若松703番地 |
| 石橋 照夫 | 久留米市宮ノ陣町八丁島61番地 1 |
| 八尋 毅 | 久留米市宮ノ陣町大社286番地 |
| 関 輝秋 | 久留米市宮ノ陣町若松1914番地 1 |
| 荒巻 欣一 | 久留米市宮ノ陣町八丁島1550番地 |

2 退任監事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|--------------------|
| 石橋 政則 | 久留米市宮ノ陣町八丁島1943番地 |
| 岩橋 清次 | 久留米市宮ノ陣町若松2194番地 1 |
| 城戸 保文 | 久留米市宮ノ陣六丁目11番15号 |

3 就任理事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|--------------------|
| 八尋 義伸 | 久留米市宮ノ陣町大社278番地 |
| 緒方 義信 | 久留米市宮ノ陣町若松703番地 |
| 髙尾 安弘 | 久留米市宮ノ陣町八丁島1697番地 |
| 八尋 毅 | 久留米市宮ノ陣町大社286番地 |
| 石橋 利泰 | 久留米市宮ノ陣町八丁島1637番地 |
| 草場 守克 | 久留米市宮ノ陣町大社809番地1 |
| 関 輝秋 | 久留米市宮ノ陣町若松1914番地 1 |

4 就任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------------------|
| 岩橋 清次 | 久留米市宮ノ陣町若松2194番地 1 |
| 本山 高彦 | 久留米市宮ノ陣町八丁島1722番地 2 |
| 城戸 保文 | 久留米市宮ノ陣六丁目11番15号 |

公告

北野町南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭

第506号

辿 汨

岬

令和6年6月21日

和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。 令和6年6月21日

> 福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|------------------|
| 久冨 重廣 | 久留米市北野町大城996番地1 |
| 久冨 利通 | 久留米市北野町大城699番地1 |
| 伊藤 勉 | 久留米市北野町金島666番地1 |
| 野口 征道 | 久留米市北野町大城588番地 |
| 古賀 至 | 久留米市北野町金島2083番地3 |
| 橋本 和隆 | 久留米市北野町金島14番地1 |

2 退任監事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 四島 弘隆 | 久留米市北野町金島671番地 |
| 栁 吉広 | 久留米市北野町大城529番地1 |
| 林 正博 | 久留米市北野町大城832番地 |

3 就任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|------------------|
| 原口 博英 | 久留米市北野町大城554番地13 |
| 小坪 義行 | 久留米市北野町大城822番地3 |
| 原口 知晴 | 久留米市北野町金島2391番地1 |
| 原口 茂 | 久留米市北野町金島2397番地2 |
| 古賀 至 | 久留米市北野町金島2083番地3 |
| 高松 登 | 久留米市北野町金島334番地 |

4 就任監事

| 氏 名 | 住所 |
|-------|------------------|
| 野口 一成 | 久留米市北野町大城403番地2 |
| 小坪 修一 | 久留米市北野町大城821番地19 |
| 小坪 広房 | 久留米市北野町大城795番地3 |

公告

大刀洗北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭 和24年法律第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名 | 住所 |
|--------|---------------------|
| 安丸 實義 | 三井郡大刀洗町大字山隈2079番地 |
| 安丸 昌澄 | 三井郡大刀洗町大字山隈1597番地8 |
| 黒木 徳勝 | 三井郡大刀洗町大字山隈2103番地3 |
| 棚町 豊 | 三井郡大刀洗町大字山隈2709番地 1 |
| 中島 要一 | 三井郡大刀洗町大字山隈2029番地 1 |
| 仲野 恒幸 | 三井郡大刀洗町大字高樋1170番地 |
| 安丸 冨士男 | 三井郡大刀洗町大字山隈2021番地 1 |
| 安丸 眞一郎 | 三井郡大刀洗町大字山隈2032番地 |
| 仲 弘律 | 三井郡大刀洗町大字山隈1978番地 |

2 退任監事

| 氏 名 | 住 | 所 |
|-------|--------------------|---|
| 安丸 英敏 | 三井郡大刀洗町大字山隈2023番地2 | |

価

| 樋口 安子 | 三井郡大刀洗町大字山隈2690番地 1 |
|-------|---------------------|
| 森 利一郎 | 三井郡大刀洗町大字冨多1664番地 1 |

3 就任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|--------|---------------------|
| 安丸 實義 | 三井郡大刀洗町大字山隈2079番地 |
| 安丸 昌澄 | 三井郡大刀洗町大字山隈1597番地8 |
| 黒木 德勝 | 三井郡大刀洗町大字山隈2103番地3 |
| 中島 要一 | 三井郡大刀洗町大字山隈2029番地 1 |
| 仲野 恒幸 | 三井郡大刀洗町大字高樋1170番地 |
| 安丸 冨士男 | 三井郡大刀洗町大字山隈2021番地 1 |
| 安丸 眞一郎 | 三井郡大刀洗町大字山隈2032番地 |
| 仲 弘律 | 三井郡大刀洗町大字山隈1978番地 |

4 就任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------------------|
| 安丸 英敏 | 三井郡大刀洗町大字山隈2023番地 2 |
| 樋口 安子 | 三井郡大刀洗町大字山隈2690番地 1 |
| 森 利一郎 | 三井郡大刀洗町大字冨多1664番地1 |

公告

宮ノ陣第一土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法 律第195号)第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

就任理事

| 氏 名 | 住 | 所 |
|-------|------------------|---|
| 髙田 則幸 | 久留米市宮ノ陣二丁目11番21号 | |

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事 業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧 に供する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|------------------------------|----------------------------|----------------|
| 県営焼尾地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し | 令和6年6月21日から 令和6年7月22日まで | 宇美町役場 都市整備課 |

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 統合ヘルプデスク運用管理業務委託
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれか に該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一 定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経 過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と

畑

して使用する者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
- カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 消費税及び地方消費税に未納のある者
- ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- エ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- オ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用 状況調査票(様式第4号)
- ケ 営業概要表 (様式第5号)
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- サ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- シ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- ス 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

么

あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの)

- ツ 返信用封筒(434円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (https://www.pref.fukuoka.lg.ip/) からダウ ンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年7月10日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競 争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7年10月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入 札に付します。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称

統合ヘルプデスク運用管理業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和6年9月1日から36か月(3年間の長期継続契約)

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県企画・地域振興部情報政策課

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年4月福岡県告示 第244号) | に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

申請書は、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウン ロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

令和6年7月31日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類 中分類 業種名 等級

| 05 | 02 | 機械器具(電気通信機器) | AΑ |
|----|----|----------------------|----|
| 13 | 04 | サービス業種その他 (調査統計) | AΑ |
| 13 | 07 | サービス業種その他 (ソフトウェア開発) | AΑ |

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再 生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で ないこと(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。) 。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間 中でない者
- 5 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称 福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤・セキュリティ係(県庁行政棟6階) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3198

- 6 契約条項を示す場所 5の部局とする。
- 7 契約書作成の要否

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札説明書の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間

この公告の日から令和6年7月4日(木)までの福岡県の休日を定める条例(平 成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」と いう。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

- (2) 交付場所 5の部局とする。
- 10 入札参加申請書の提出

入札に参加しようとする者は、以下の方法により、「入札参加申請書」を提出しな ければならない。

(1) 提出期限

令和6年7月5日(金)午後5時00分

- (2) 提出部局 5の部局とする。
- (3) 提出方法 持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期 間内必着)
- (4) その他

ア 入札参加申請をしない者は、本件入札に参加することはできない。

- イ 本件入札において提出された資料等は返却しない。
- ウ 入札参加申請後入札参加を辞退する場合は「入札辞退届」を5の部局に提出す ること。

11 入札書

- (1) 提出期限 令和6年7月31日(水)午後5時00分
- (2) 提出場所 5の部局とする。
- (3) 提出方法

入札に参加する者は、入札書を持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着)により、次のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他 の方法による入札は認めない。また、県の休日には受領しない。

- ア 持参により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場 合はその名称又は商号)及び「8月1日開封<統合ヘルプデスク運用管理業務委 託>に係る入札書在中」と朱書きすること。
- イ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当 該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮 には、「8月1日開封<統合ヘルプデスク運用管理業務委託>に係る入札書在中

汨

| と朱書きすること。

(4) 注意事項

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人(以下「入札者」という。) の名前を記載すること。

なお、入札手続を入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記 名は当該委任状により委任された代理人(以下「代理人」という。)の名前を記 載すること。

- ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札 を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し 、又はこれを中止する場合がある。

12 開札

(1) 日時

令和6年8月1日(木)午後2時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階 企画・地域振興部会議室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いの下に行う。この場合、入札者又はその代理人は名刺を持参すること。なお、入札者又はその代理人が立ち会わないとき

は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がない場合

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8 第4項の規定により、別に定める日時に再度の入札を行う。ただし、開札の際、入 札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得ら れればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付 又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額(税込み)の100分の5以上 を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約(入札金額の1年分に相当する金額の2割超に相当する金額)を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、12(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- 15 落札者の決定
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該 入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 予定価格の事前公表

無

17 その他

- (1) 落札者決定後、契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を契約締結時までに提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札者が課税事業者である場合は、契約書に契約金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示する必要があるため、契約締結時までに課税(免税)事業者届出書を提出すること。
- (3) この調達契約は、世界貿易機構(WTO)協定の一部として、政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(https://www.pref.

fukuoka.lg.jp/) に掲載している。

- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止を要請する場合がある。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- The name of a contract matter
 Operations management outsourcing of integrated help desk
- (2) Time Limit of Tender 5:00 P. M. on July 31, 2024
- (3) Contact Point for the Notice

Information Policy Division, Policy Planning and Regional Development Department, Fukuoka Prefectural Office 7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan.

TEL 092-643-3198 FAX 092-643-3121

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年5月28日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 スーパースポーツ ゼビオ春日店
- (2) 所在地 春日市春日五丁目51番地 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| 合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホール ディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 | 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 |
| 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 | 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤光博 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|------------------|------------------|
| ゼビオ株式会社 | ゼビオ株式会社 |
| 代表取締役 加藤智治 | 代表取締役 諸橋友良 |
| 福島県郡山市朝日三丁目7番35号 | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号 |

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年6月5日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

| 変更前 | 変更後 |
|-------------------|-------------------|
| ホームプラザナフコ旗崎店 | ナフコ旗崎店 |
| 久留米市御井旗崎五丁目887番1外 | 久留米市御井旗崎五丁目887番1外 |

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和6年6月6日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 トリアーダMUNAKATA
- (2) 所在地 宗像市光岡286番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

| 変更前 | 変更後 |
|------------------|------------------|
| 株式会社玉屋 | 株式会社玉屋 |
| 代表取締役 山喜多映一 | 代表取締役 山口智也 |
| 福岡市中央区春吉三丁目12番1号 | 福岡市中央区春吉三丁目12番1号 |

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名 么

汨

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 外2者 | 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 外4者 |

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法附 則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があっ たので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり 公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振 興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日 令和6年6月5日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 ナフコ旗崎店
- (2) 所在地 久留米市御井旗崎五丁目887番1外
- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 変更前 | | 変更後 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 小元素を打り有の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
| 株式会社ナフコ | 午前7:00 | 午後9:00 | 午前6:30 | 午後9:00 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|------------------|------------------|
| 午前6時30分から午後9時30分 | 午前6時00分から午後9時30分 |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 変更前 | | 変更後 | |
|------|------------------------|------|------------------------|
| 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 | 出入口数 | 駐車場の自動車の出入口の位置 |
| 3 | 敷地北西側、敷地南側、隔地駐 車場北側 | 3 | 敷地北西側、敷地南側、隔地駐 車場北側 |

公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、令和6年度林業種 苗生産事業者講習会(以下「講習会」という。)を開催するので、林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第3条の規定により次のように公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習会の日時及び場所

| 日 | 時 | 場 | 所 |
|------------------------------------|---|-----------------------------------|------------------------|
| 令和6年8月30日(金曜日) 午前10時00分~午後5時00分 | | 久留米市山本町豊田14 福岡県農林業総合試験 一研修室 | 438番地2号 食場資源活用研究センタ |

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木(幼 苗を含む。)を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする 者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

| 講 | 羽目 | 科 | I | | 講 | 習 | 時 | 間 | |
|-------------------------|-------|---|---|-----|---|---------------------|---|---|--|
| 種苗に関す 種苗の産地 種苗の生産 | 及び系統に | | | 午後1 | | ~正午 ~午後3 ~午後5 | | | |

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和6年8月23日(金曜日)までに、受講申込書(用紙は

、県の各農林事務所林業振興課で交付する。) に講習手数料14,000円(福岡県領収証 紙によること。)を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。ただし、 福岡県領収証紙に代えて、キャッシュレス決済による納付も可能である。

4 問合せ先

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 電話 | 番号 |
|--------------------|---------|------------------|----------|-------|----------|----------|
| 福岡県農林水産部 林業振興課造林係 | | 福岡市博多口 | 区東公園7番 | 57号 | 092 – 64 | 3 – 3548 |
| 福岡県福岡農林事務 林業振興課 | 5所 | 福岡市中央日福岡西総合日 | | 18番8号 | 092 – 73 | 5-6137 |
| 福岡県朝倉農林事務 林業振興課 | 5所 | 朝倉市甘木2 庁舎 | 2014番地 1 | 朝倉総合 | 0946 – 2 | 2-2731 |
| 福岡県八幡農林事務 林業振興課 | 5所 | 北九州市八帕 1号 八幡約 | | 丁目7番 | 093 – 60 | 1 – 5567 |
| 福岡県飯塚農林事務 林業振興課 | 5所 | 飯塚市新立岩 庁舎 | 岩8番1号 | 飯塚総合 | 0948 – 2 | 1-4965 |
| 福岡県筑後農林事務 林業振興課 | | 筑後市大字和 | 和泉606-1 | | 0942 – 5 | 2-5972 |
| 福岡県行橋農林事務 林業振興課 | · 所 | 行橋市中央- 総合庁舎 | 一丁目2番1 | 号 行橋 | 0930 – 2 | 3-0387 |

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- (3) 講習では資器材等を使用するため、対面での受講を原則としている。Web会議 システム等での受講を希望する場合は、4の部局に問い合わせること。

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事 業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧 に供する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類 縦覧期間 縦覧場所 県営高田2期地区土地改良(農業用用排水施設整備) 事業計画書の写し

令和6年6月21日から 令和6年7月22日まで みやま市役所 建設都市部 建設課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市志摩馬場字長谷323番8、323番14、323番15及び323番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 福岡市中央区港二丁目12番4号1F 合同会社SRE

代表社員 山﨑 聡一郎

監査委員

監査公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した教育委員会 出先機関定期監査の結果(令和6年3月26日5監総第936号)に基づき、教育委員会か ら措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する

令和6年6月21日

福岡県監査委員 塩川正一

口 世利洋介

行 一 百

大島道人 百

7 号30日 町 5 Ŋ 6 教財第 令和6年5

> 1 <= 1 < 三星 福岡県監査委員 同 同

正洋行道 塩世森大

殿殿殿殿 业

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について(通知)

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置 について通知します。

딦

指摘事項

| | 講じた措置の内容 | 所属長は、関係職員に対して、以下 の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者は、領収証紙納付書を受領 した際は、当日中に、副任者と協力 して願書と突合の上消印する。 ・ 副任者及び出納員は、消印証紙日 計表の決裁時に、消印漏れがないか 確認する。 ・ 担当者及び上司は、内部統制に係 るリスク対応シートを活用し、再発 防止を図ることとした。 |
|---|----------|--|
| | 監査の結果 | 領収証紙により徴収した高等 学校入学選考料について、当該 納付書の書面と彩紋とにかけて 消印すべきところ、これが漏れ ていた。 |
| × | 対象機関名 | 玄界高等学校 |

注意事項

| | 講じた措置の内容 | 所属長は、関係職員に対して、以下 の取組を徹底するよう指導した。 ・ 担当者は、発注予定の教科書が別 途ライセンス番号の入力が必要なも のか、発注前に必ず教科書卸業者に 確認する。 ・ 担当者は、当該番号入力の要否を 略まえ、事務処理前に財務規則や会 計だより、会計問答集で正しい支出 科目を確認し、起案に添付する。 ・ 出納員は決裁時上記の事項を行っ ているかの確認をする。 | 教育委員会は、内部統制に係るリスク対応シートに対応策を追記した上で、全所属に配布し再発防止を図ることとした。 |
|---------|-----------------|---|--|
| | 監査の結果 | 令和4年度に購入したデジタ ル教科書は、いずれも媒体を入 の取 手するだけでは使用できず、別 途ライセンス番号の入力が必要 なものであったが、使用料及び 賃借料 (13節) ではなく、備品 購入費 (17節) で支出してい た。 | |
| K. Fiél | 対象機関の属する 部局名 | 教育委員会 | |

汨

監査公表第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した「大規模災 害時の応急対策用資機材の整備・管理状況について」の行政監査の結果(令和5年3月 14日4監総第685号)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月21日

福岡県監査委員 塩川正一

世利洋介 司

森 行一 百

大 島 道 人

早 田 4 6 行経第9 5 4 令和 6 年 6 月 4

> 様 様 様 様 1 < 正洋行道 三军 塩 世 森 大 福岡県監査委員 同 同

 \prec 岨 福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について(通知)

令和5年3月14日4監総第685号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措 置について通知します。

밅

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|-------|--------------------|-----------------|
| 県土整備部 | 十整備事務所において、県 | 各県土整備事務所に対して、 |
| 河川管理課 | 水防計画に示す「水防倉庫(10 | 県水防計画に示した備蓄基準は |
| | 坪) 1 棟当りの基準 (最低)」が | 県にも適用される基準であり、 |
| | 市町村のみならず県にも適用 | 当該基準に基づき必要品目・数 |
| | される基準であるという認識 | 量を備蓄するよう、令和5年3 |
| | が欠けていた、廃棄時に補充を | 月に通知し、同内容の徹底のた |
| | 失念していたなどの理由によ | め、令和5年10月に改めて通知 |
| | り、一部品目において不足が生 | した。 |
| | じていた。当該基準に基づき必 | また、各県土整備事務所に資 |
| | 要品目・数量を備蓄するよう各 | 器材の備蓄を指導するなかで、 |
| | 県土整備事務所へ周知徹底さ | 基準が現実から乖離している部 |
| | れたい。 | 分が見られたため、令和6年2 |
| | | 月に県の基準を新たに作成し、 |
| | | 令和5年度内に備蓄を完了し |
| | | た。 |
| 県土整備部 | 「水防資材一覧表」の更新だ | 各県土整備事務所に対して、 |
| 河川管理課 | けでは、購入時期や劣化の状況 | 「水防資材受払簿」を用いて購 |
| | などが不明である。今回の監査 | 入時期を把握し、更新の目安と |
| | で破損した土のう袋を確認し | するとともに破損等がある場合 |
| | ており、県水防計画(資料編) | には速やかに更新し、適切な管 |
| | に掲載されている「水防資材受 | 理を徹底するよう令和5年3月 |
| | 払簿」を活用し、更新の目安に | に通知した。 |
| | するなどにより適切な管理を | また、令和5年10月には、確 |
| | 行うよう各県土整備事務所へ | 認用の「水防倉庫・資器材点検チ |

25

| | 周知徹底されたい。 | ェックリスト」を新たに作成し、 同内容について改めて通知した。 |
|--------------|--|---|
| 保健医療介護部医療指導課 | 原子力災害医療協力機関に配置している資機材について、保管している箱の表示ラベル記載の数量と中身が一致していないものが一部見受けられた。発災時に円滑に使用できるよう、所要の措置を講じられたい。 | 令和4年12月に、各資機材を保管している箱の表示ラベル記載の数量と中身が一致しているのは正しい数量を記載した表示ラベルラベルに張り替えた。今後は、表示ラベルを作成する際には複数の県職員がダブルチェックを行うこととし、箱の表示ラベル記載の数量と中身が一致しているか、定期的(年一回)に確認することとした。 |
| 保健医療介護部医療指導課 | 点検時に発電機及び輸液ポンプについて動作確認を行っておらず、また、輸液ポンプはメーカー説明書の耐用年数を経過していた。定期的に資機材の動作確認を含む点検を実施の上、耐用年数や使用可能状況を踏まえて更新等を行い、発災時に迅速かつ円滑に使用できるよう、資機材の機能・品質の確保を努められたい。 | 令和6年3月にDMATと動作 確認を含めた点検を行い、発電 機及び輸液ポンプが使用可能な ことを確認した。 今後は、定期的(年一回)に資 機材の動作確認を含む点検を実 施の上、耐用年数や使用可能状 況を踏まえて更新等を行うこと とした。 |
| 保健医療介護部医療指導課 | 発電機の燃料であるガソリンの発災時の具体的かつ迅速な調達方法について検討されたい。また、ガソリンは危険物であり、現物備蓄が困難であることから、当該発電機の更新時には、現物備蓄が容易な燃料で稼働するものへの変更を検討されたい。 | SCU 用資機材のうち電力が必要な輪液ポンプと心電図モニターは内蔵バッテリーで一定時間稼働が可能なことから、平時から県及び DMAT により充電を行い、非常時には内蔵バッテリーで稼働の間に石油類燃料の優先供給に関する協定を利用して最寄りのガソリンスタンドからガソリンを調達する。また、発電機の更新時に、現物備蓄が容易な燃料で稼働する機種があれば変更を前提に見直す |

報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・鳥根・岡山・広鳥・山口・徳鳥・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・能本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2472回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円

100万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 売期間令和6年10月2日から

令和6年10月22日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 95.000.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 19.822.000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 11.800.000円
- 9 受託申請期限令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2473回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900.000.000円

1 組 10 万 通 45 組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年10月18日から

令和6年11月12日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 405.800.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 58.376.780円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 80.550.000円
- 9 受託申請期限令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2474回西日本宝くじ 么

2 発売総額及び通数 400,000,000円

1組10万通 40組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年10月18日から

令和6年11月5日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 178.900.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.445.990円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 37.920.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2475回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

1 組10万通 50組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和6年11月13日から

令和6年12月10日まで

5 当せん金の総額 発売総額に対し 209.900.000円

- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 34.251.690円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 47.400.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2476回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年11月27日から

令和6年12月24日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237.500.000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 49.555.000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 27.400.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2477同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円

200万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年12月4日から

令和6年12月24日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,594,400円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22.400.000円
- 9 受託申請期限令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 称 第2478回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 2.000.000.000円

1組10万通 100組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和6年12月22日から 令和7年1月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 899.900.000円
- 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 128 824 190円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 179.000.000円
- 9 受託申請期限令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 称 第2479同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500.000.000円

H 21

250万通

- 3 証 額 1枚 200円
- 期 間 令和6年12月25日から

令和7年1月14日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 237.500.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 49.555.000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 28.000.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2480回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300.000.000円

1組10万通 30組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和7年1月8日から

令和7年1月28日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 128.900.000円
- 6 委託対象事務当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 20.552.290円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 28.440.000円
- 9 受託申請期限令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2481回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1.600.000.000円

1 組10万通 80組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年1月8日から

令和7年2月6日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 713.900.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 103,939,990円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 143,200,000円
- 9 受託申請期限令和6年7月8日

账

令和6年6月21日 鱼

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2482回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400.000.000円

200万通

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年1月15日から

令和7年2月4日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,506,400円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22.400.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2483回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円

200万诵

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年2月5日から

令和7年3月4日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 39.644,000円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 22.400.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2484回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円

1組10万通 40組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和7年2月19日から 令和7年3月11日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 166.900.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び
 - 当せん金支払手数料 発売総額に対し 27.401.990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 37,920,000円
- 9 受託申請期限令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

> 西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2485同西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1.000.000.000円

1 組10万通 50組

- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和7年3月11日から

令和7年3月31日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 459,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務

7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 65.453.190円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 89.500.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第6条第3 項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請 されたい。

令和6年6月21日

鳥取・鳥根・岡山・広鳥・山口・徳鳥・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・能本 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長 の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 称 第2486同西日本宝くじ 1 名
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1 組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和7年3月12日から

令和7年3月25日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 109.900.000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て の事務
- 7 売りさばき及び

当せん金支払手数料 発売総額に対し 17.091.690円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 23.700.000円
- 9 受託申請期限 令和6年7月8日